

庁舎は、昭和41年の竣工から約50年が経過し、老朽化が著しく、地震発生時、防災拠点としての機能が十分に発揮できない状況にあります。

この課題に対して早期の対応が迫られる中で、公募町民や有識者、町内の各種団体の代表者等16名で構成する「垂井町庁舎のあり方検討委員会（委員長・出村嘉史、岐阜大工学部准教授）」（以下、「検討委員会」という。）を昨年11月に設置し、活発な議論の中で「庁舎のあり方」の検討が進められています。

このほど、検討委員会から中間報告書が町に提出され、その審議結果を踏まえた新庁舎基本構想について、中間の取りまとめを行いましたので、その概要をお知らせします。



現庁舎

ステップ1 庁舎は現在の庁舎を耐震改修するの？ 新庁舎に建替えるの？

新庁舎整備（耐震改修・建替える）の方針

建替える必要性について

- ①耐震性が不足しており、東海・東南海・南海地震への備えが不十分です。
- ②事務スペースが不足しており、役場機能が分散して非効率な状況になっていきます。
- ③施設・設備が老朽化しており、省エネルギーへの対応も遅れています。
- ④バリアフリー化が十分でなく、車いすなどにも対応できていません。
- ⑤施設が狭く、町民の皆さんのプライバシーの確保や十分な待ち合いスペースの確保ができていません。
- ⑥町民の皆さんが気楽に利用できる分かりやすく親しみのある庁舎にふさわしいスペースを確保することが難しい状況です。
- ⑦災害時に防災拠点のためのスペースを確保することが難しい状況です。

これらに対応するためには、現在の庁舎の改修では難しいことから、適切な規模と機能を持った新しい庁舎を建設する（建替える）方針とします。

ステップ2 新庁舎は現在の場所而建替えるの？ 移転して建替えるの？

新庁舎の建替え場所の選定方針

現在の敷地について

- ①周辺の道路が狭く、自動車でのアクセスの便利さや安全性に問題があります。
- ②大型車両の進入が難しく、災害時などに防災拠点として利用することに問題が生じると考えられます。
- ③幹線道路から奥まっており、立地場所が十分に確保できていません。
- ④駐車場が十分に確保できていない状況にあります。
- ⑤中心部に位置していますが、敷地の広さが十分ではなく、イベント等の地域活性化のために有効に利用しにくい状況にあります。

これらに対応するためには、現在の庁舎の敷地では難しいことから、適切な敷地規模とアクセス性等が確保できる場所へ移転建替えを基本とします。

庁舎の移転建替え場所について

- ①町全体から利用しやすくわかりやすい場所に立地することが必要です。
- ②災害時に防災拠点として十分に機能できる敷地の確保と緊急輸送道路からアクセスしやすい場所への立地が必要です。
- ③駐車場の十分な確保を図るほか、駐車場などの有効活用や公共交通機関（巡回バスなど）でのアクセスのしやすさを確保する必要があります。

ステップ3 新庁舎はここに建てるの？（移転候補地の検討結果）

④日常の用事をまとめて済ませることができる「ワンストップ・サービス」を実現することが大切です。

⑤庁舎の移転により、中心部の活性化のための「種地」の確保と町全体の振興を図ることが望まれます。

以上を考慮して、まとまった規模の敷地が確保できる可能性がある候補地として、次の4地区を整理します。

○文化会館南側付近（ショッピングプラザ・アミ）
○ユニチカゴルフリンク垂井跡地
○マックスバリュ垂井店北側（野田クレーン資材置き場）
○垂井警察署東側付近（農地）

また、移転候補地選定の上での重要な要素を次に整理します。

- ①早期の新庁舎整備を図る。
- ②耐震上問題があり、早急な対応が求められます。
- ③アクセス利便性を確保する。
- ④アクセス利便性を確保する。町全域からアクセスしやすく、防災拠点にふさわしい場所が求められます。
- ⑤建設費用の低減に努める。

※第4回・第5回の検討委員会において、4地区の候補地を、早期整備、アクセス利便性（防災拠点）、費用低減の視点から点数化し評価を行いました。詳細な評価検討経緯などは、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

新庁舎移転建替えまでのスケジュール



ステップ3

庁舎の早期整備、アクセス利便性および防災拠点形成、費用低減の観点から、最も有効性が高い「文化会館南側付近（ショッピングプラザ・アミ）」を優先候補地とします。

なお、この候補地での庁舎建設にあたっては、次の点に留意するものとします。

- ①既存建築物の活用可能性について検証します。
- ②敷地出入り口の交通を円滑にするための道路整備を検討します。
- ③パチンコ店への対応を検討します。



基本構想中間報告書を提出する出村委員長

ステップ4

現在の庁舎敷地はどつするの？

庁舎の移転建替えは、現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することと両輪で進めることが重要であり、現在の敷地の跡地利用の方針を整理する必要があります。

- ①（仮称）垂井町役場跡地活用検討委員会を組織し、地元関係者等の積極的・主体的な参画のもとに中心部のまちづくりと一体的な利用計画を立案し実行していくことが必要です。
- ②跡地利用にあたっては、以下の点に留意することが必要です。

○役場は中心部の昼間人口確保に貢献していた面があり、役場に替わる「人が集まる場」づくりが必要です。

○役場駐車場は、「垂井曳軸まつり」の「練り込み出発点」として利用されていることを踏まえた有効活用が必要です。

○中心部には、中央公民館、商工会や社会福祉協議会などの施設も立地しており、これらの配置についても中心部の活性化を考慮して整理する必要があります。



検討委員会

これまでの主な検討事項

- H26.11.25 第1回 ・現庁舎の現状と課題
- H27. 2.27 第2回 ・庁舎の建替えと耐震改修の比較評価
・町民アンケート調査の実施について
- H27. 7. 7 第3回 ・今年度の取り組み提案
・新庁舎整備方針（位置等）の意見交換
- H27. 8. 5 第4回 ・新庁舎移転候補地の評価
- H27. 8.31 第5回 ・新庁舎移転候補地の評価の再検討

今年度のスケジュール案

- H27.10 第6回検討委員会
・新庁舎整備の基本理念の整理
- H27.11 「新庁舎建設懇談会」の開催
第7回検討委員会
・基本構想（素案）のまとめ
- H27.12 基本構想（素案）の策定
パブリックコメントの実施
シンポジウムの開催
- H28. 2 第8回検討委員会
・基本構想のとりまとめ

「新庁舎建設懇談会」を行います

新庁舎の整備方針について、これまでの検討委員会での検討経緯と町の基本構想（中間）について、町民のみなさんに広く情報提供するとともに、新庁舎のあり方についての意見交換を実施します。

ぜひ、ご参加ください。

と き／11月7日（土）

受付 午前9時30分から
開始 午前10時～2時間程度

ところ／町文化会館 小ホール

内 容／・検討委員会委員長から検討経緯の説明
・町長、検討委員会委員長、各地区代表者によるフリートーキング
・町民のみなさんとの意見交換

問合せ／垂井町庁舎のあり方検討委員会事務局
総務課内（内線296）

※検討委員会は傍聴することができます。開催日などは町ホームページで事前にお知らせします。
※これまでの検討委員会資料、議事概要は町ホームページでご覧いただけます。